

きれいな奈良県づくり功労賞審査要領

(目的)

第1条 きれいな奈良県づくり功労賞表彰要綱（以下「要綱」という。）第9条の規程に基づき、審査要領について、必要な事項を定める。

(審査基準)

第2条 審査における基準等は、別記1「審査基準」のとおりとする。ただし、要綱第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」については、別記2「審査基準」のとおりとする。

(選考方法)

第3条 要綱に基づき、「きれいに暮らす奈良県スタイル」推進協議会事務局（以下「事務局」という。）において、前条の審査基準（別記1）に基づき、書類による形式審査を行う。ただし、要綱で定められた推薦基準を満たさない他、環境法令等に抵触し指導対象となる場合、犯罪や不祥事について報じられるなど表彰することが県民感情にそぐわないと考えられる場合など、表彰することが適当でない事実がある場合は、表彰の対象から除外するものとする。

2 形式審査により表彰の対象として適切であると認められた者は、きれいな奈良県づくり功労賞表彰選定委員会（以下「選定委員会」という。）において総合評価し、候補者を決定する。

3 要綱第3条（2）イ「奈良らしい良好な景観を形成する屋外広告物」については、提出された応募用紙又はInstagramの投稿をもとに、選定委員会において前条の審査基準（別記2）に基づき、1次審査（書類審査）を行い、総合評価として2次審査（現地視察含む）を実施し、候補を決定する。ただし、「みんなでいいね！なら部門（一般投票部門）」については、一般投票により候補を決定する。

4 前項にかかる審査資料作成等にあたっては、事務局は関係課にその事務の一部を依頼することができる。

附 則

この要領は、平成29年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年7月11日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年8月12日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年7月1日から施行する。

審査基準

1. 活動内容

- ・「きれいに暮らす奈良県スタイル」行動計画の推進に寄与する活動であるか。
- ・県民の環境保全意識の高揚が図られる活動であるか。
- ・他の環境保全活動者等への規範にふさわしい活動であるか。
- ・上記のほか、評価すべき貢献等が見受けられるか。

2. 継続年数及び活動頻度

- (1) 継続年数
概ね3年以上（推薦基準に明記）

(2) 活動頻度等

活動の「範囲」や「内容」、「参加者数」また「社会や周辺地域への波及効果」や「長年継続していることへの努力」等について考慮できるものは評価し、総合的にその活動について判断する。

●概ねの基準

- 個人：・ほぼ毎日（週4回以上）活動している。
・週1回程度の活動であるが、継続5年以上である。
・月2回程度の活動であるが、継続10年以上である。
・団体の連合体である団体の長（役員）として3年以上従事している。

- 団体等：・週1回以上活動（植栽等）している。
・月1回以上活動（清掃等）している。
・2ヶ月に1回程度の活動であるが、参加者数が増加しており、継続5年以上である。

※そのほか、判断の難しいものは、過去の受賞者の実例等を踏まえ、判断する。

※原則として、同一の活動内容で既に奈良県知事表彰を受賞している場合は、表彰の対象外とする。

審査基準

1. 審査基準

- ・奈良県内で適法に掲出されている広告物であるか。

2. 評価基準

(1) 景観調和に関する項目

- ・地域らしさを表現し、地域の景観形成に寄与している
- ・新たな景観の創造に寄与している
- ・形状、素材、制作施工が、総合的に地域景観にふさわしい
- ・設置の位置、広告物の大きさが、周辺景観に整合している
- ・周辺景観に適した色彩が用いられている
- ・設置の建物や隣接する建築物、工作物と調和している

(2) 景観向上に寄与する項目

- ・広告物の他、花や緑等を取り入れ、景観向上を図っている
- ・夜間景観に配慮している

(3) 広告物の表示内容に関する項目

- ・広告しようとする商品等の情報を的確に伝えている
- ・企業理念等が表現されている
- ・嫌悪感や不快感を抱かせない表現である

(4) 維持管理に関する項目

- ・良好な管理が行われている
- ・安全面に配慮されている